

競争的資金等の不正使用にかかる調査結果について

I. 経緯

令和2年9月から複数回にわたり、本学教職員から自身が所属する有機エレクトロニクス研究センターの研究室において競争的資金等の不正使用がある、との通報が本学及び研究費配分機関に寄せられた。（別紙参照）

II. 調査の概要

1. 調査経緯

通報を受け、国立大学法人山形大学における競争的資金等の不正使用防止等に関する規程第15条に基づき予備調査を行った。その結果を受け、学長は本調査の実施を決定し、同規程第16条に基づき、「山形大学における競争的資金等の不正使用の疑いに係る本調査委員会」（以下、「本調査委員会」という。）を設置して、調査を開始した。

令和2年12月18日 予備調査の実施を付託
令和2年12月25日 事務局による調査開始
令和3年 1月12日 予備調査の結果を受け本調査の実施を決定
令和3年 1月15日 本調査委員会設置

| 所属 | 氏名 | 備考 |
|----------------|-------|----------------------|
| 財務担当理事 | 根本 建二 | 統括管理責任者 (財務統括責任者) |
| 企画・財務部長 | 前田 賢二 | R3. 1. 15~R3. 3. 31 |
| 財務部長 | 佐藤 秀雄 | R3. 4. 1~ |
| 米沢キャンパス事務部長 | 金生 周篤 | |
| 公認会計士（手島会計事務所） | 手島 貴弘 | 学外委員 |
| 研究部長 | 高橋 正敏 | R3. 1. 15~R3. 3. 31 |
| 研究部長 | 沼澤 利光 | R3. 4. 1~ |
| 総務部長 | 高橋 正敏 | R3. 4. 1~ |

令和3年12月28日 研究費配分機関への調査結果報告書提出

2. 調査対象

①調査対象者

有機エレクトロニクス研究センターに勤務する教職員 6名

②調査協力者等

米沢キャンパス長

調査対象者または通報者とともに業務にあたっていると思われる教職員 7名

類似案件調査の対象教職員 30名

③調査対象研究課題・調査対象年度

【調査対象年度 平成30年度～令和2年度】

| | |
|----------------|---|
| 配分機関 | 国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST） |
| 事業名 （研究タイプ） | 研究成果展開事業 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム （オープンイノベーション機構連携型） （O I - O P E R A）【A事業】 |

【調査対象年度 平成28年度～令和3年度】

| | |
|----------------|---|
| 配分機関 | 国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST） |
| 事業名 （研究タイプ） | 研究成果展開事業 産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム （O P E R A）【B事業】 |

【調査対象年度 平成25年度～令和2年度】

| | |
|------|--|
| 配分機関 | 国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST） |
| 事業名 | 研究成果展開事業 センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム 【C事業】 |

【調査対象年度 令和元年度～令和2年度】

| | |
|---------------|--|
| 配分機関 | 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所（うみそら研） |
| 事業名 プログラム名 | 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP） 「スマート物流サービス」に係る研究開発 【D事業】 |

【調査対象年度 平成30年度～令和2年度】

| | |
|---------------|--------------------------------------|
| 配分機関 | 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 （NEDO） |
| 事業名 プログラム名 | 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期 【E事業】 |

3. 調査方法

①書面調査

人件費、設備購入費について、以下の書類により確認。

本学が有している書類、配分機関へ提出した書類、

その他装置購入業者等から入手した書類

②ヒアリング調査

通報者3名、調査対象者6名、調査協力者8名、

類似案件調査の対象教職員1名

Ⅲ. 調査結果

1. 通報内容と調査結果

通報内容① A氏雇用財源と業務実態の不一致

- A氏は令和元年5月1日付で【A事業】の業務に雇用されたが、【A事業】の業務とは全く関係のない別プロジェクトの業務に従事させられた。
これは、人件費の不正流用にあたる。

《通報内容①調査結果》

- A氏の雇用契約書に記載された業務内容は【A事業】、雇用財源は【C事業】となっており、雇用契約と雇用財源に齟齬があった。
雇用当初、雇用財源は雇用契約と同じ【A事業】であったが、途中で雇用財源を採用当初に遡って【C事業】に変更しており、その際にX教員が雇用契約の変更手続きが必要であることを認識していなかったことに加え、人事担当事務も同様に変更手続きが必要であることに思い至らなかったため、齟齬が生じたものである。
- A氏の従事していた大半の業務は、【A事業】【C事業】【D事業】3事業いずれにも関連する内容で、一つのプロジェクトに特定困難であったが、管理的な立場にあったX教員が、A氏は【D事業】に従事していると認識していることや、A氏本人も【D事業】に従事していたと認識していたことを踏まえ、総合的に判断すると、令和元年11月～令和2年7月までの間、A氏は雇用財源である【C事業】以外の【D事業】にも従事しており、雇用経費の一部が不正使用（目的外使用）となっていたものと判断した。
また、A氏が雇用財源である【C事業】に専従していたことが特定できた期間（適正使用期間）と令和元年11月～令和2年7月までの不正使用が行われた期間を除く期間の業務については、一つのプロジェクトに特定困難であり、明確に【C事業】に専従していたことが証明できないため不適切な経費使用と判断した。
- A氏の人件費に係る最終決定についてはX教員が行っており、同氏により本不正事案が生じたものと判断した。

通報内容② 装置の購入財源と使用実態の不一致

- 【E事業】の資金で購入したスクリーン印刷機は、別プロジェクトのために購入された。
これは、設備購入費の不正流用にあたる。
- A氏は【E事業】の資金で購入したスクリーン印刷機を使用する業務に従事するよう業務命令を受けたが、A氏の業務は雇用契約書上【A事業】である。
これは、人件費の不正流用にあたる。

《通報内容②調査結果》

- スクリーン印刷機は、ロボット用の薄いセンサを印刷技術を用いて作成するため、【E事業】の予算で導入されたもので、装置と研究計画は関連性があり、不正使用ではないと判断した。しかし、同装置の立ち上げには長期間を要し、立ち上げ後も当該作業を担ったA氏がほぼ独占的に購入財源以外の業務【A事業】【C事業】【D事

業】のために使用する状況となっていたことから、結果的に本来の目的である【E事業】の業務には、ほとんど装置が使用されていない不適切な経費使用と判断した。

- また、スクリーン印刷機を本来の目的に使用するための管理者責任はX教員にあり、同氏により本不適切事案が生じたものと判断した。

通報内容③ B氏雇用財源と業務実態の不一致

- B氏は令和元年11月1日付で【B事業】の業務のために雇用され、令和2年1月1日付けで【D事業】の業務への雇用契約変更が行われたが、雇用契約変更後も【B事業】の業務に従事していた。

これは、人件費の不正流用にあたる。

- 人件費の支出元であるうみそら研へ提出された作業月報については、雇用者であるB氏が作成したものではなく、また、内容も真正ではない。

これは、公文書偽造にあたる。

《通報内容③調査結果》

- B氏の雇用契約変更後、雇用財源も【D事業】に変更されたが、実際の業務は【B事業】と関連の深い3D曲面印刷の開発であったことから、雇用財源と業務実態は一致せず、不正使用（目的外使用）の状況になっていたものと判断した。

- うみそら研に提出する雇用者の作業月報は、雇用者であるB氏ではなく、管理的な立場にあるY教員が作成していた。その結果、B氏本人が了承していない、実際に行っていない業務が記載された作業月報が提出されており、手続きが極めて不適切であったものと判断した。

- B氏の人件費に係る最終決定についてはX教員が行っており、X教員及びY教員により本不正事案が生じたものと判断した。

通報内容④ 装置の購入財源と使用実態の不一致

- 六軸ロボット装置は、【D事業】の研究費を不正流用して購入し、装置を立ち上げたB氏、C氏は、別プロジェクトに同装置を使用していた。その間、【D事業】の関係者による使用は一切なかった。

これは、設備購入費の不正流用にあたる。

《通報内容④調査結果》

- 六軸ロボット装置は、3D曲面印刷に活用するインクジェット印刷装置であり、【D事業】の予算で導入されたが、使用目的である3D曲面印刷は【D事業】の研究計画に位置づけられておらず、同装置は別プロジェクトである【B事業】のために用いられた。

従って、六軸ロボット装置の購入財源と使用実態は一致せず、不正使用（目的外使用）の状況になっていたものと判断した。

- 設備購入費に係る最終決定についてはX教員が行っており、同氏により本不正事案

が生じたものと判断した。

通報内容⑤ 装置の購入財源と使用実態の不一致

- 液滴観察装置は、【E事業】の研究費を不正流用して購入し、装置を立ち上げたC氏は、別プロジェクトに同装置を使用していた。その間、【E事業】の関係者による使用は一切なかった。

これは、設備購入費の不正流用にあたる。

《通報内容⑤調査結果》

- 液滴観察装置は、インクジェット印刷装置のノズル部分の観察装置である。財源としては、【E事業】の予算で導入されたが、同プロジェクトには用いられておらず、別プロジェクトである【B事業】に用いられていた。
従って、液滴観察装置の購入財源と使用実態は一致せず、不正使用（目的外使用）の状況になっていたものと判断した。
- 設備購入費に係る最終決定についてはX教員が行っており、同氏により本不正事案が生じたものと判断した。

2. 類似案件調査

通報内容①～⑤を踏まえ、調査対象研究課題内において類似案件の有無に関して調査を実施。

- 人件費調査 調査対象者 30名
- 設備購入費 調査対象装置 39件

（調査対象期間：平成25年度～令和2年度）

《調査結果》

- 人件費（1件）について、通報内容①と類似の案件（雇用経費の一部が目的外使用）を確認した。
当該研究員の雇用財源は【C事業】（エフォート100%）となっているが、実際の業務では【C事業】の業務に従事しながらも、令和2年1月～同年7月までの間、【D事業】の業務にも従事しており、また、管理的な立場にあるX教員も、当該研究員は【D事業】に従事していると認識していることを踏まえ、雇用経費の一部が不正使用（目的外使用）となっていたものと判断した。
- 当該研究員の人件費に係る最終決定についてはX教員が行っており、同氏により本不正事案が生じたものと判断した。

3. 調査結果の概要

（1）不正の概要

- 研究費（人件費、設備購入費）の目的外使用が確認された。
- 通報を踏まえた類似案件調査を実施した結果、人件費1件について目的外使用が確認された。
- 研究費の私的流用は確認されていない。

(2) 不正に関与した研究者について

- ・山形大学教授 学術研究院（大学院有機材料システム研究科主担当）【X教員】
- ・山形大学プロジェクト教員（教授）【Y教員】
学術研究院（米沢キャンパス（有機エレクトロニクス研究センター）主担当）

* 両名とも有機エレクトロニクス研究センターに勤務。

(3) 不正に支出された競争的資金等の額

| | |
|----------------------------|------------|
| ● JST COI【C事業】（令和元年度、2年度） | 5,654,276円 |
| ● うみそら研SIP【D事業】（令和元年度、2年度） | 9,149,957円 |
| ● NEDO-SIPロボ【E事業】（令和元年度） | 4,989,600円 |

計 19,793,833円

IV. 研究費不正の発生要因（背景）

- 不正等に関わった研究者は、外部資金の使用ルールを都合良く解釈して経費を執行。コンプライアンスの欠如が見られた。
- 意思決定が特定の研究者に集中し、適切なマネジメント体制及び相互牽制体制が取れていなかった。
また、正しい作業手順が定められていなかったこと、その手順が守られているかチェック機構が存在していなかった。
- 事務部においてもチェック機能を十分に果たせなかった。

V. 再発防止策

現状、取組を行っている事項

- 今回問題となった人件費、設備購入費の目的外使用の事例が他プロジェクトなどにおいてもないか、全学で以下の事項について緊急点検を実施。
 - ・プロジェクトの事業計画と雇用計画との整合性確認
 - ・雇用契約書等の業務内容であるかの確認を定期的実施
 - ・プロジェクトの事業計画と設備購入計画との整合性確認
 - ・年度途中の設備使用状況等の確認（チェックシートによる書面確認、ヒアリング調査の実施等）

今後、実施予定の取組

- 本不正事案の発生要因を踏まえ、「研究費不正防止対策強化月間」を設定して、経費使用の適正化のための取組や、意識改革のための啓発活動等を推進。
【令和4年度上半期～】
 - ・学長から研究費不正防止に対する強い決意表明を示すとともに、学内会議や各部局における会議等で周知を徹底。
 - ・全教職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、今回事案の発生要因を含め説明及び注意喚起を行う。また今後は研究倫理に関する研修との連携を図り、相乗効果を図る。
 - ・会計事務従事者を対象とする研修を実施し、実務的な内容に加え、本事案を含む研究費不正使用事案の紹介など不正防止に向けた内容を付加し、再発防止に努める。

- 本学が定める「競争的資金等に係る事務処理手続きに関する本学内外からの相談を受け付ける窓口」において半期に1回程度、様々な研究費不正事例の紹介、研究費使用に関する注意喚起、教員からの相談を受けるなどの取組を集中的に行う日を設定する。
【令和4年度上半期～】

- 採用時または雇用契約更新時に会計・研究事務職員から被雇用者に対し、勤務条件や出勤表、研究費配分機関提出書類等についての記入・押印といったルールを直接説明するようにする。【令和4年度上半期～】

- 「業務内容、勤務形態等の実態が合意された業務を逸脱しない。」ことを担保するため、非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理について、事務部門が定期的に面談や出勤簿・勤務内容の確認等を行うとともに、申請した事業計画書との整合性を相互牽制が機能するよう複数人で確認した上で、責任者を明確にして確実に部局長に報告させるなど、PDCAが機能する具体的な仕組みを検討し、実施する。
また、雇用者に求めている月報について、プロジェクト名等・実務内容を明確に記載するような様式に修正することを検討する。【令和4年度上半期～】

- 装置・設備が目的に沿って適切に利活用されているかを確認するため、事務部門が主たる使用者及びその管理的立場にある者に対し、使用状況について定期的に確認を行うとともに、申請した事業計画書との整合性を事務部門と研究者によるダブルチェックで確認する仕組みや、研究者間で相互に使用状況を確認する仕組みなど、PDCAが機能する具体的な仕組みを検討し、実施する。【令和4年度上半期～】

- 学内監査は監査項目を設定した上で、全学の各部局に対して定期的・継続的に実施してきたところだが、今後実施する学内監査においては、米沢キャンパスにおける研究費執行について集中的に監査を実施する。【令和4年度下半期～】

競争的資金等の不正使用にかかる通報について

| | 通報者 | 通報時期 | 通報先 | 備考 |
|-------|-------------|------------|------------|--|
| 通報内容① | A氏 | 令和2年9月8日 | 山形大学公益通報窓口 | |
| | JST | 令和2年12月11日 | 山形大学公益通報窓口 | 令和2年12月8日にJST宛に通報があり、山形大学に通報文書回付 |
| 通報内容② | A氏 | 令和2年9月8日 | 山形大学公益通報窓口 | |
| 通報内容③ | うみそら研 | 令和2年11月25日 | 山形大学公益通報窓口 | 毎日新聞報道(令和2年11月3日「山形大、複数の教授間でパワハラか 不当評価や成果「横取り」 職員組合発表)に関する事実確認依頼 |
| | | 令和2年12月14日 | | うみそら研から山形大学に調査依頼 |
| 通報内容④ | B氏・C氏 連名 | 令和3年3月30日 | 山形大学公益通報窓口 | |
| 通報内容⑤ | C氏 | 令和3年3月25日 | 山形大学公益通報窓口 | |